

# 戸田谷再開発地区 地区計画

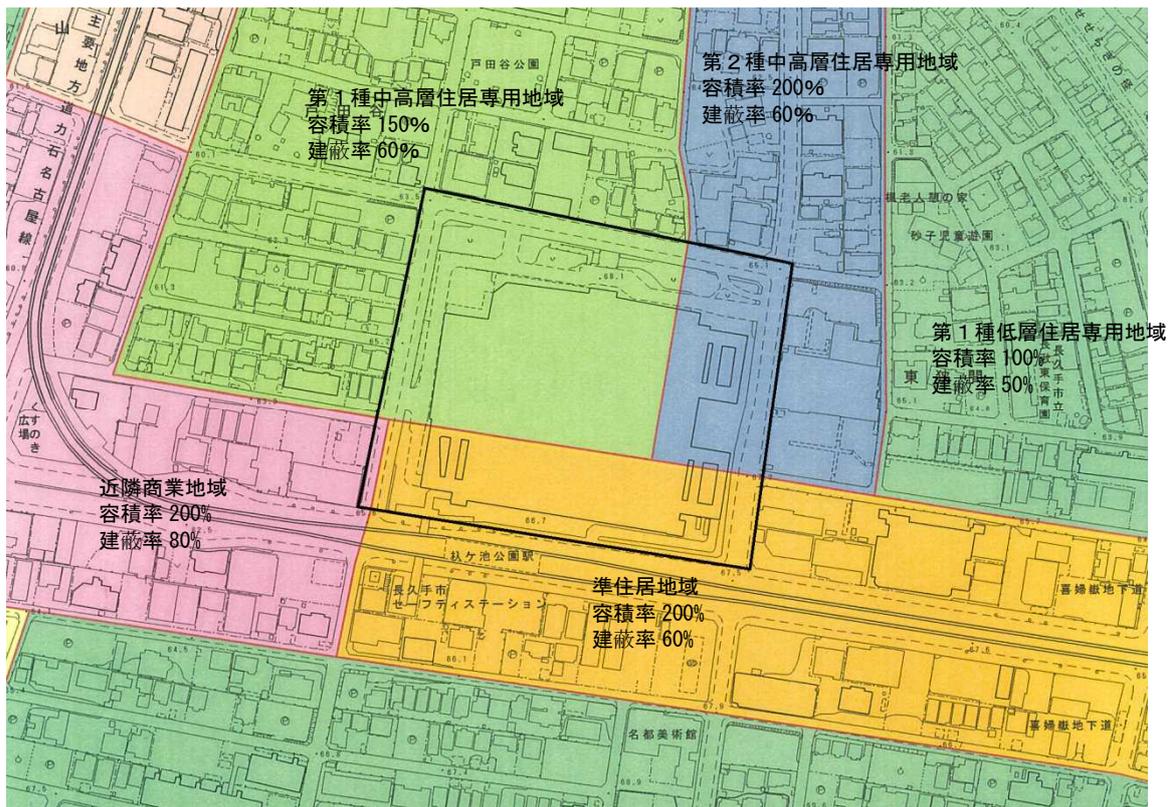
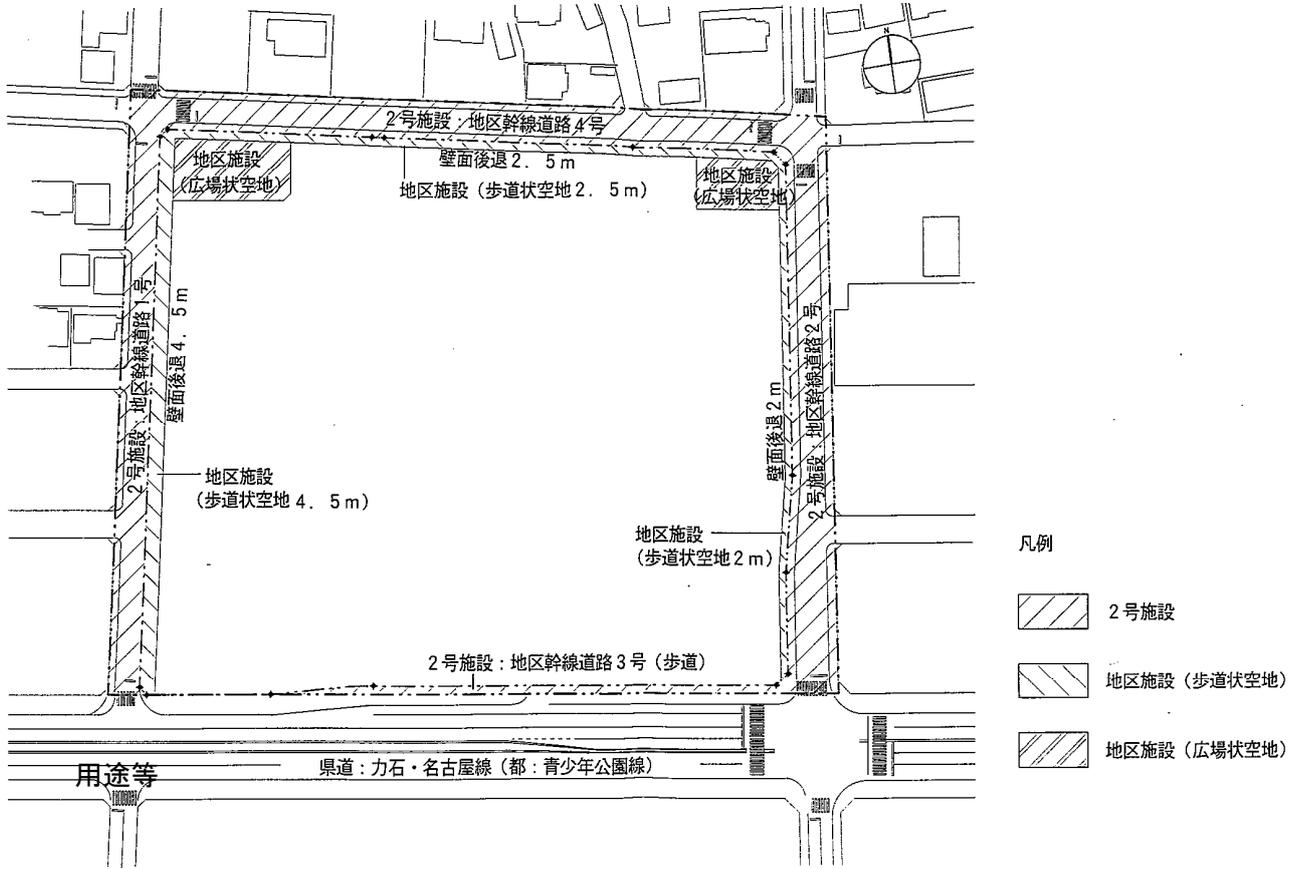
## 地区の概要

この地区は、①建築物等の用途の制限、②建築物の容積率の最高限度、③建築物の敷地面積の最低限度、④建築物の壁面の位置の制限、⑤垣又はさくの構造の制限を定めています。

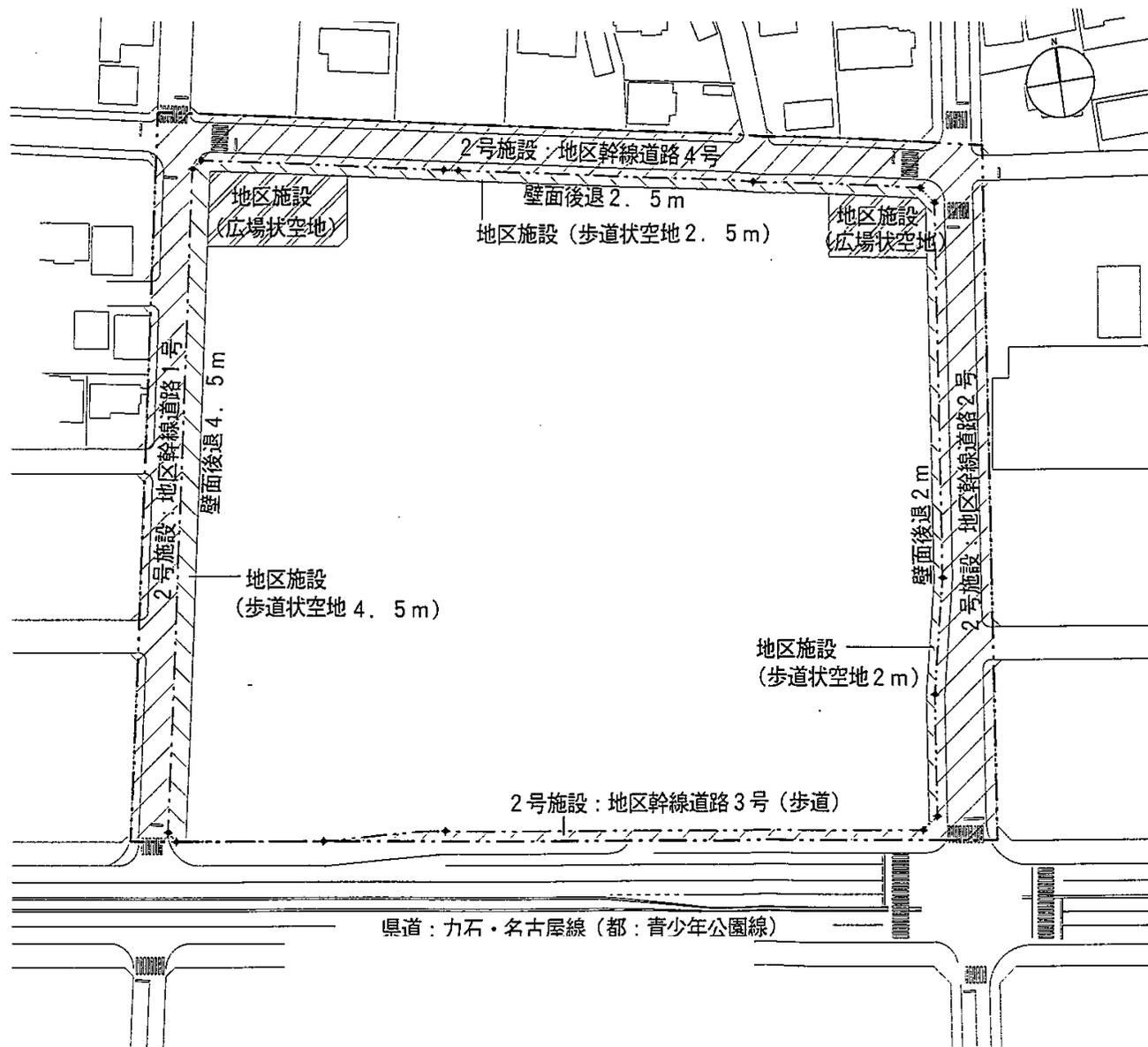
## 地区計画のルール

|   |   |
|---|---|
| <b>①建築物等の用途の制限</b>  |   |
| 次に掲げる建築物は建築してはならない。<br>1 専用住宅<br>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所<br>3 ゴルフ練習場、バッティング練習場<br>4 神社、教会、寺院その他これらに類するもの<br>5 自動車教習場<br>6 床面積の合計が15㎡を超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。<br>7 倉庫業を営む倉庫<br>8 工場。ただし、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が100㎡以内のものは除く。 |   |
| <b>②建築物の容積率の最高限度</b>  | 10分の30  |
| <b>③建築物の敷地面積の最低限度</b>   | 1,500㎡<br>ただし、公益上必要な建築物はこの限りでない   |
| <b>④建築物の壁面の位置の制限</b>  | 建築物の外壁若しくはこれに代わる面又は門若しくはへいは、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。<br>ただし、上空に設けられる多数人の通行に供する通路は除く。<br>壁面線 東側 2 m、西側 4.5 m<br>南側 ー、北側 2.5 m |
| <b>⑤垣又はさくの構造の制限</b>   | 垣又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能な構造とする。   |

# 戸田谷再開発地区 計画図



# 長久手市 戸田谷再開発地区計画 計画図



凡例

-  2号施設
-  地区施設 (歩道状空地)
-  地区施設 (広場状空地)